

弁護小百年

弁護士百年

(非売品)

昭和五十一年二月十日 発行

編集兼
発行人

日本弁護士連合会
事務総長 小野田 六二

制作

株式会社 共同通信社
東京都港区赤坂一丁目九番二〇号

印刷

大日本印刷株式会社
東京都新宿区市谷加賀町二丁目二番地

発行所

東京都千代田区霞が関二丁目一番一号
日本弁護士連合会
電話(五八〇) 九八四一

明治九（一八七六）年二月二二日、代言人規則が公布され、日本にはじめて免許代言人が誕生した。これが、わが国における弁護士制度の濫觴といわれている。それから数えて、昭和五一（一九七六）年が、ちょうど百年目にあたる。

日本弁護士連合会では、この弁護士制度百年を記念して、目でみる「弁護士百年」史を企画、刊行することとした。

明治、大正、昭和の三代、一世紀にわたる激動と変革の歴史の中で、弁護士制度がどのような変遷をたどってきたか、われわれの先人たちがどのような人権活動を続けてきたか、この二つの視点から、百年の歴史を回顧、点検するとともに、視座を現代に置き、歴史の流れの中での現状を、正しく認識し、将来を展望することは、蓋し意義深いものがあると考ええる。

日本が、近代国家としての、中央集権的司法体制の構築に着手したのは、明治四年司法省を設置したときからと見てよいであろう。明治八年大審院の設置、同二三年明治憲法の施行、同二三年裁判所構成法の制定等によって、どうやら近代的司法制度が形を整えた。

このような、明治政府による官僚制司法機構の整備作業が進む中で、明治九年代言人規則が公布され、免許代言人制度が発足した。次いで、明治一三年代言人規則の改正によって、取り締まりを目的とする代言人組合の設置が強制された。

明治二六年わが国最初の、いわゆる旧々弁護士法が施行され、弁護士会は検事正の監督下に置かれた。

昭和十一年旧弁護士法の施行によって、弁護士会は司法省の監督に昇格した。代言人規則から旧弁護士法時代までの代言人ないし弁護士の位置づけは、官僚制裁判機構の中での補助機関であり、判検事より一段低い地位と目されていた。

第二次世界大戦の終結によって、日本は民主国家として新しくスタートし、司法の分野にも大きな変革をもたらした。

昭和二十二年日本国憲法が施行され、同二十四年議員立法という手段によって、現行弁護士法の成立を見た。全国的組織による日本弁護士連合会が創立され、弁護士会は完全自治権を獲得することができた。弁護士法第一条は「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定した。こうした現行弁護士法の実現をみるまでには、われわれの先人たちの、撓まざる苦闘の歴史があることを想起せねばならない。

明治政府の成立から明治三三年明治憲法の施行までの、明治前期における人権史は、一方において解放、他方において制約、弾圧の交錯として綴られている。こうした時代の中で、自由民権運動と人権活動に献身した幾多の代言人の群像を見出すことができる。明治後期から大正期の日本の政治的、思想的潮流は、明治憲法による天皇制、官僚制を基軸とする中で、自由民権運動から平民主義↓社会主義↓大正デモクラシーと連続発展をみた。しかし昭和前期にはいつてからは、急激に帝国主義↓軍国主義↓ファシズムと転化発展し、第二次世界大戦への突入、敗戦という目まぐるしい歴史的経過をたどった。こうした流れの中で、われわれの先人たちによる人権活動は、時の権力への抵抗という形で続けられてきた。しかし怒濤のような時代の流れに抗しきれず、停滞と挫折の暗い谷間にあった。

昭和二二年基本的人権の尊重を第一義とする日本国憲法が施行された。昭和二四年、日本弁護士連合会は創立と同時に、人権擁護委員会を設け、全国的規模による人権思想の普及と高揚に努め、具体的人権侵犯の調査と救済活動を続けた。

時代の推移に伴って人権侵犯の態様も複雑多様化してきた。特に公害による人権侵害は大量かつ広範囲にわたり、深刻な社会問題となってきた。日弁連では、昭和四四年公害対策委員会を設置して、爾来精力的に公害の防止と被害者救済の対策を推進している。

日弁連活動の歴史は、人権活動の歴史であり、わが国における弁護士の歴史もまた人権擁護の歴史である。

この「弁護士百年」史に掲げた先人たちの目覚ましい活動が、歴史の遺産として、次代の新しい弁護士史に承け継がれて行くことを信じ、この「弁護士百年」を世におくる。

この「弁護士百年」の発刊に当たり、資料の蒐集、編集、解説の全般にわたって御努力をいただいた弁護士制度百年記念行事実行委員会出版部会の森長英三郎部会長をはじめ、委員各位に深甚の謝意を表する。

昭和五一（一九七六）年二月一日

日本弁護士連合会

会長

辻

誠

発刊の辞

わが国において、弁護士の前身とされる免許代言人が公認されたのは、明治九年二月二日司法省布達一号により公布施行された免許代言人規則による。しかしこの当時においては幕府施政の旧弊が残っており、憲法はもちろん三権分立の定めもない官の権力横行時代であつたから、代言人による庶民の人権擁護活動が如何に困難であつたかは想像に難くない。明治十二年二月一日欧米先進国の体制を採り入れた憲法が制定公布され、三権分立の建前から同十二年二月一日裁判所構成法が施行された。これに伴い、民事についての訴訟代理人、刑事についての弁護人の法定化と地位向上のため、従来の代言人の職務を拡充強化して弁護士という呼称でその職責を果たさせる、旧々弁護士法は同二十六年五月一日より施行された。

その後三〇余年を経て、時代の変遷に沿うよう、弁護士会側より改正が要望され、弁護士会の法人化等の改正が昭和一年四月一日より旧弁護士法として施行されるにいたつたが、いくばくもなくして太平洋戦争へ突入したため、軍・官の統制下に陥つたわが国において、人権擁護を使命とする弁護士の使命達成は、ますます苦難の道をたどらねばならなかつたのである。太平洋戦争終結後日本国憲法施行による基本的人権擁護の思想は、弁護士法の再改正を必要とし、そのため昭和二十四年九月一日より施行された現行弁護士法は、全弁護士と単位弁護士会を指導・連絡・監督する独立自主の日本弁護士連合会を誕生させ、弁護士による社会正義顕現の担保となつてゐるのである。

以上の変遷の過程において、わが国の弁護士制度は発足以来昭和五一年二月二日をもつて満百年を迎えるにいたつた。この機会に日本弁護士連合会においては、弁護士制度百年記念行事実行委員会を設け検討の結果、記念行事実行の一環として「弁護士百年」なる題下に、百年にわたる弁護士の諸活動資料を収集して写真アルバムとし、これに簡単な解説を付けて刊行することになつたのである。

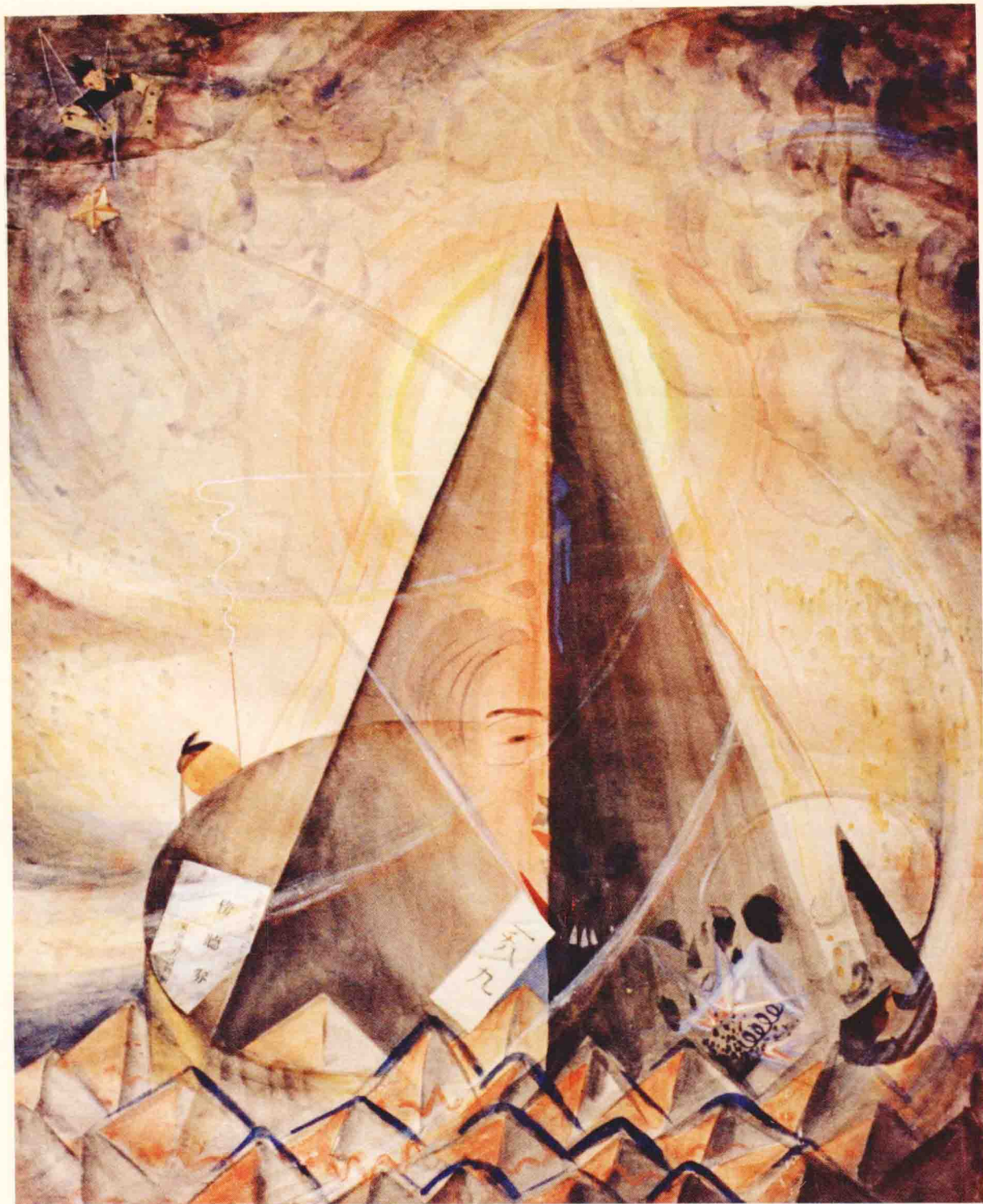
いま本書を世に送るに当たり、後代に続く同士が、先人の道を伝承されとともに、一般国民が弁護士活動の実体をよく理解されるよう望んで、発刊の辞とする。

昭和五一年二月一日

弁護士制度百年記念行事実行委員会

委員長 荻 山 虎 雄

東京代言人宿所姓名一覽 明治二三年新版
タテ三六センチ ヨコ二三センチ 長谷川常次郎刊
代言人名簿は民間の書肆で出していた



法廷の印象（死刑宣告） 1925年 望月桂画伯作 未発表のもの 原画タテ75センチ ヨコ60センチ
 ピラミッド型は権力を意味し 上方に妖雲が群がるなかから操り糸を流し青年に死刑を宣告したことは シャレコウベでわかる 円にそって弁護人がいるが その弁論は無視され 一本の線香を立てるのみ この画は50年前のキュビズムが移入された時代の日本絵画史の一コマでもある

目次

序	文	辻	
発刊の辞		荻山虎雄	
免許代言人制の歴史			1
免許代言人時代			7
第一次弁護士法時代			35
大正時代と弁護士			61
旧弁護士法時代			93
現行弁護士法の成立			117
現行弁護士法下の活動と課題			137
解説目次			162
年表			164
編集後記			172
弁護士制度百年記念行事実行委員会名簿			174
カラー	法の女神		
	明治二三年版東京代言人宿所姓名一覧		
	法廷の印象(望月 桂)		

免許代言人制の前史



島 本 仲 道

明治維新当初は、知事その他の行政官が裁判権を持っていた。明治新政府も、近代国家の原則である三権分立の考え方を用意していなかったのである。江藤新平（一八三四年生まれ）は、廃藩置県後の明治五年四月、初代の司法卿となるとともに、行政官の抵抗を排しつつ裁判権を司法省に吸収し、行政権から司法権を分離していった。まだこのときは司法省と裁判所とを一体と考えていたのであるから、裁判官は司法卿に隷属しており、裁判官が司法卿（行政官）から独立するという考え方にはいたらなかったが、司法権の独立に向かつて一歩進めたものといえる。江藤は六年一〇月、征韓論に敗れ、司法卿をやめたが、江藤がやめても、司法制度に関する右の路線を変更することはできなかった。

江藤司法卿によって制定せられた司法職務定制は、民事訴訟に限っては、はじめて「代言人」を許すことにした。これは人

民の力が弱いために無法に泣きねいりすることのないようにするために、代言を許したとみることができるが、そこには民権の思想の萌芽をみることができる。しかし司法職務定制は代言人の資格を定めなかったのだ、だれでも代言人となることができた。そのために徳川時代からつづいている公事師、公事宿はまだよいほうであって、無頼で、ただ口舌だけの徒が代言人となったと思われる。そこへ出てきたのが島本仲道である。

ジョン・スチュアート・ミル著、中村敬宇訳「自由之理」は、人民は単なる被治者ではなく、政府にたいして自由と人権をもつことを説いたものであって、ながい間の封建性に慣れた者がこれを読むときは、夢の世界の花園を覗きみるような気持ちになったにちがいない。これを読んで自由民権運動に走った青年も少なくなかった。島本は板垣退助の自由民権運動に参加するとともに、大阪と東京とに北洲舎をつくって代言人を養成した。ここで育った代言人は、自由民権運動に参加すると、しないとかかわらず、その代言業の根底には、自由と人権を伸張する決意があったにちがいない。他の代言社出身のものについても、多かれ少なかれ、そういうところがあったであろう。司法職務定制下の代言人のなかにも、法規に通ずるだけではなく、そういう自由と人権の自覚を持つ代言人が混在するにいたったのである。免許制度になったから、突然に代言人の質が向上するにいたったというものではあるまい。



江藤新平捕縛の図（東京日日新聞656号）

阿波に入る直前甲浦で宿についた江藤は 自己の所信を開陳する機会を求め岩倉 木戸ら政府要人に手紙を書いたが 時すでに遅く捕史の手は回っていた

江藤新平と司法改革

明治政府の最大の課題は近代国家の確立と条約改正であり、それには近代的な司法制度の整備を必要とした。

明治五年四月江藤が司法卿に就くと、八月には司法職務定制を公布し府県が握っている司法事務を司法省が統括する司法裁判所に管掌させた。これより司法と行政は分離し近代司法制度へと脱皮する。



江藤新作編「南白江藤新平遺稿」前後集（明治三十三年刊） 江藤の司法改革にたいする論策も収められている



江藤新平（「江藤南白」から）

和
第 三 百 二 号

司法職務定制

「司法職務定制」明治5年
太政官達の表紙

第四十三

代 言 人

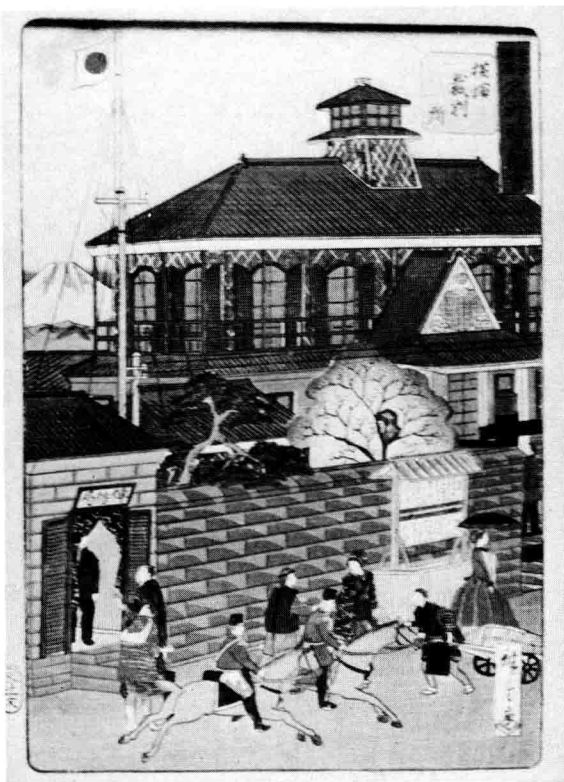
第一 各區代言人ヲ置キ自ラ訴フル能ハザ
ル者ヲ為ニ之ニ代リ其訴ノ事情ヲ陳述シ
テ枉冤無カラシム
但シ代言人力用フルト用ヒサルトハ其
本人ノ情願ニ任ス
第二 代言人ヲ用フル者ハ其世話料ヲ出サ
シム
証書人代書人代言人世話料ノ數目ハ後

「司法職務定制」の代言人に関する条項

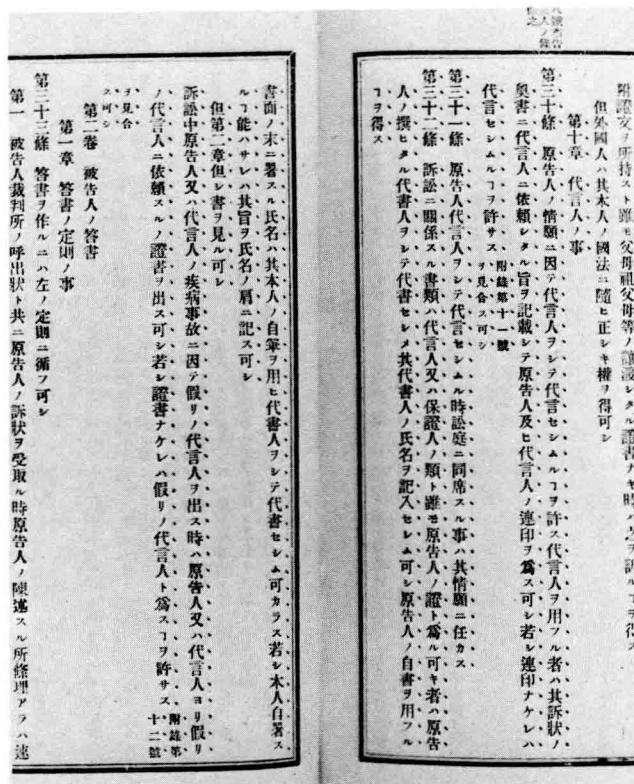
司法職務定制と代言人

司法職務定制は「代書人、代言人」とを定めた。代書人は「各人民ノ訴状ヲ調成シテ其詞訟ノ遺漏無カラシム」また代言人は「自ラ訴フル能ハサル者ノ為ニ之ニ代リ其訴ノ事情ヲ陳述シテ冤枉無カラシム」とある。法制上代言人制度の始めである。

これはフランス法を参考に作られたものであるが、代書人、代言人と区別した点に疑問はある。なおこれ以前は「府藩県交渉訴訟准判規程」(明治二年)によって代人・差添人が認められているにすぎなかった。



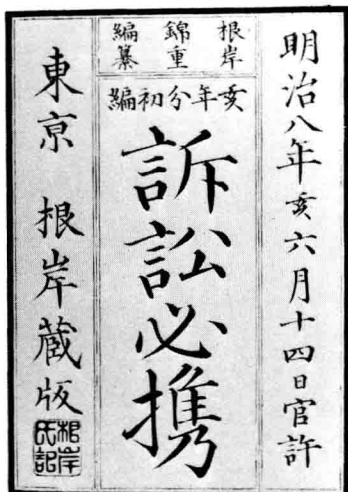
明治5年の横浜裁判所 三代広重（中村文也氏蔵）



訴訟文例（抄）明治6年7月17日太政官達
247号（法令全書明治6年から）



馬越恭平



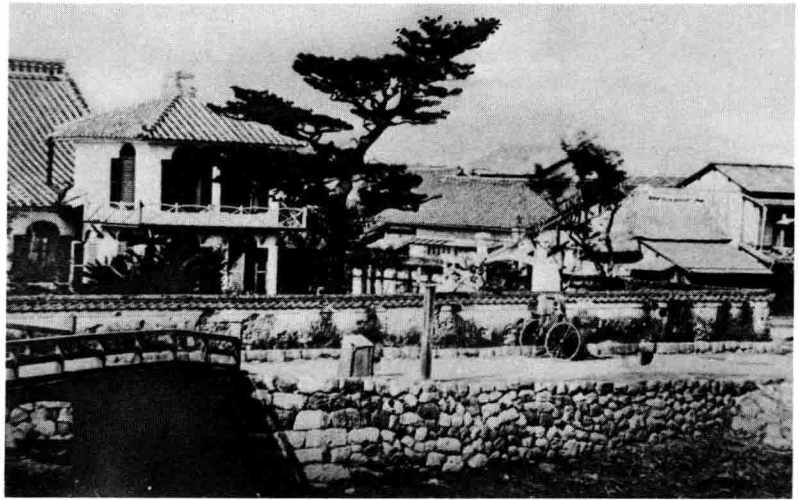
根岸錦重編「訴訟必携」上下巻 明治八年
刊 代言人の虎の巻である



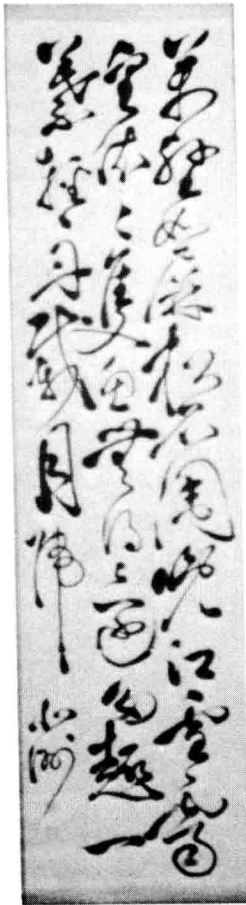
公事師馬越恭平の「書上仮控帳」文久二年二月
月公事師馬越が書き留めた備忘録のようなものであつて当時の手続きがよくわかる
（第一東京弁護士会蔵）



板垣退助



立志社の社屋 明治一〇年ごろ高知元の町会
所跡 前の洋館は土陽新聞社であつてその奥
の建物が立志社



島本仲道の書 (京都 熊谷康次郎氏蔵)
萬壑如屏松公園 晚江雪霽望依々
隻魚無得辺多趣 一葉輕舟載月歸



島本仲道「青天霹靂史」 明治
20年8月刊 大塩平八郎の乱を
書いたもので 島本が反骨の士
であったことを示す



ジョン・スチュアート・ミル著 中
村敬太郎(敬字)訳「自由之理」
明治4年2月刊 日本に自由と民権
をもたらした本

島本仲道と代言社

高知藩士島本は司法卿江藤の下
で大検事警保頭として活躍してい
たが、征韓論に敗れた江藤と共に
野に下った。

彼は板垣が高知に創った立志社
内に法律研究所を設けた。明治七
年四月付の研究所緒言に「法律ハ
人民ノ権利ヲ保全スル者」と宣言
し、法学教育の必要を説き代書人、
代言人の育成に勤めまた東京、大
阪に代言人養成機関として北洲舎
を設立し、代言業務にもたずさわ
った。わが国における合同法律事
務所の嚆矢である。

上京第二十五區柳馬場通二條上町

明治七年
十月二十日

京都府七員

加納陰太郎誌

代言書規則

今般公廳ニ届申シ代言代書人人民ノ類ニ由テ是ノ勤ムル事ハ高脚ニシテ召ニ應ズルヲ不得者或ハ賤民ニシテ家恩之旨ナラニ至ツバハ下情ノ公聽ニ難通貫此ノ助ケトナル事ヲ示トシ此業ノ創設スルモノナリ

第一類

一 代言書ノ類ニトスルモノ其事ニ關係スル書類ヲ持來シ其情實ヲ書シテ申スベシ

第二類

一 代言書ノ類ニトスルモノ其取方ヨリ證書取換候事

第三類

一 訴答ニ付其取揚ケタルトナラザルトク服費被皮トハ其檢證料トモ兼テ取ムベシ自然見込事ノ事理ニ當ル時ハ此錢ヲ倍シテ返却

第四類

一 代書料ハ御規則通可受取

第五類

一 貧窮ノモノハ御規則通可受取ハ原告ノ訴狀ヲ受ルニ付其由ヲ告テ難證ナリト見留候時ハ假令費定裁判所ニ出テ其代言書料一錢ヲモ出スニ不及無違意是ヲ申出スベシ

右之通確定候事

無免許代言人の引札 京都府 加納陰太郎の広告 明治7年10月23日

廣 告

一此度同志ノ者申合セ律書研究ノ為メ日々集會ヲナシ且ハ一已一已ノ相對ヲ以テ代書代言ノ事ヲ請負ヒ協議ノ上御立話可致候間御管内ハ勿論近鄰并ニ西京大坂神戸其外ハ郡ノ許願又ハ請換合向ノ儀御報被成度御方ハ金錢ノ多少事件ノ輕重ヲ論ヒテ御立應ナク御來會可被下尤モ手教料ノ儀ハ左ノ通相定候事

但御報談ノ事件ハ先ツ會長以下會員協議ノ上律書ニ照ラシ全ク道理ナキハ確ト御斷リ可申候理非相ヒ交辦シ譬ハ此ノ中何ニノ廉ハ理アリ何々ノ廉ハ非アリ且トモテ合判シ此ノ一件中假令ノ勝ヲ得ト云フ事ヲ承知シテ御依頼アラハ之ニ應スヘシ

一原告ノ依頼ヲ請タル事件再ヒ被告ノ依頼ヲ請ケス被告ノ依頼ヲ應レハ又タ原告ニ應ルハ併シ原被告共ニ計リテ本會ニ委託アルハ并ニ其ノ請願ニ應スヘシ故ハ如何ントノハ原被告ノ所論ヲ審聽シ本會ノ斷議ニ因テ互ニ精略意ヲ官司ヲ勞セサルニ到ルハ報談者ノ謝儀ニシテ本會ノ前目タレハ也

一 手教料ハ凡ソ事件ノ金高一錢ヲ預メ酌定シ譬ハ〇三百圓未満ハ手金高十合ノ一〇三百圓以上十圓未満ハ手金高十五合ノ一〇千圓以上八入手金高二十合ノ一ヲ以テ實現トス其至難至易ノ之ハ酌量増減ノ事ナル可シ

一 貧窮ノモノハ手教料ヲ受ケザルベシ

明治八年十月

法律研究所

無免許代言人の引札 飾磨姫路倭町および豊岡県豊岡町 法律研究所の広告 明治8年10月

免許代言人時代



星 亨

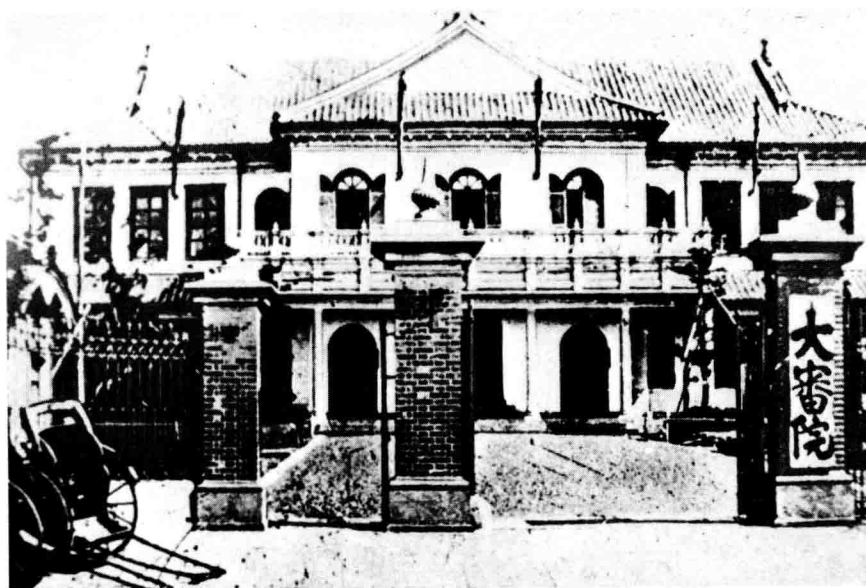
明治九年の代言人規則も、一三年のそれも、条文を読めば取締規則であることがわかる。そればかりではなく、裁判所の代言人にたいする待遇はひどいものであった。法廷では名を呼びすてにする。

事件の呼出状を期日の前日または当日に送ってくることもある。午前、午後の区別はない。裁判所の門内に乗車馬で出入することは許されず、門番に名刺を渡し、用が終ったときは係官の退出許可印を貰わなければ門を出ることができない、といった具合である。試験に合格し、多額の免許料を納付し、司法の一翼をになうはずの代言人に対する待遇であるとは、たとえ官尊民卑の時代であつたとはいえ、とうてい想像できないくらいである。当時の代言人はよくこれに堪え、代言人組合を通じてその改善を請願し、多少は改善せられながらも、このような待遇は明治二〇年ごろまでつづいた。同年八月バリスターの資格を持つ横浜始審裁判所長岡村輝彦によってまず改善せられ、大審院以下がそれになつた。

バリスターの免状を持つ星亨が、明治一〇年、星一人のために司法省付属代言人の制度をつくらせ、民間の事件をも扱いうることにして代言人になつたのも、以上の代言人の状態を背景とするものであつた。

免許代言人時代においても、無免許代言人が横行していた。はじめは裁判所でも、ただちに無免許代言人を禁止するときは、代言人のない土地の人民が困るだろうということで、部理代理人として出廷を許したようである。無免許代言人であつて、自由民権運動にしたがう者も少なくなかつた。自由民権運動にしたがうような者には悪質のものはいなかつたであろうと思われるが、その他の者はどうであろうか。静岡県弁護士会から提供された葵文庫所蔵の巡察使から太政大臣あての明治一六年一月付文書(草案)は、長文であつて本文に載せることができなかったが、無免許代言人についての興味ある報告である。これによると、彼らは「奸悪無頼ノ徒ニシテ巧ニ詐術ヲ以テ人民ヲ欺罔シ私利ヲ貪ルノ徒ニシテ元来学識アルナク又廉恥アルナシ」と書き、くわしく具体的な罪状をならべている。この無免許代言人は形をかえて、今も残っている。

以上のような状況下において、学識が天下に聞こえていた鳩山和夫や大井憲太郎らが代言人となり、高橋一勝ら東京大学を卒業し、官途に出世を約束されていた者が代言人となつたことは、勇氣ある行動であつたといえよう。



最初の大審院の建物



大審院長 玉乃世履



東京裁判所 三代広重 明治9年(中村文也氏蔵)

大阪会議前後の時代

明治七年一月副島、後藤、板垣、江藤ら前参議は民選議院設立建白書を「日新真事誌」に発表し政府を激しく攻撃し国会の設立を求めた。木戸が参議を辞職し維新功業の元勳は政府中枢の場から次々と離れる。

七年佐賀の乱を鎮圧したものの、西郷の薩摩、板垣の土佐の不満は渦巻き政情は不安定であった。大久保はこのとき、木戸、板垣を参議に復職させようとして八年一月大阪で三者会議を開いた。二月一日政治改革について三者の意見は一致し、三月木戸、板垣が参議に復帰、四月に「立憲政体ヲ立ツルノ詔」が発せられ元老院、大審院、地方官会議が設置されることになった。

大審院は「民事刑事ノ上告ヲ受ケ、上等裁判所以下ノ審判ノ不法ナル者ヲ破毀シテ、全国法憲ノ統一ヲ主持スル」司法権の最高機関とされた。